

枚方市希釈放流センター パートタイム会計年度任用職員 (短期任用) 短期清掃作業員 登録募集要項

令和7年6月
環境部 希釈放流センター

1. 募集職種、資格要件

職種	資格要件
短期清掃作業員	し尿汲み取り作業やその他軽作業等に従事可能な人

- (1) 国籍、年齢は問いません。
(2) 下記の地方公務員法第16条に該当する方は受験することができません。

(欠格条項)

第十六条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 一 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 二 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 三 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 四 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

2. 応募方法

随時受け付けしています。

「選考兼登録申込書」に必要事項を記載の上(要写真貼り付け)、本人が希釈放流センターに直接お持ちください。
当日、面接を行いますので、必ず電話にて事前に予約してください。

※ 「選考兼登録申込書」は希釈放流センターにて配布しています。また、市ホームページからも取り出し可。

提出先：枚方市 環境部 希釈放流センター
〒573-0065
枚方市出口2丁目30番1号

【応募にあたって同意いただく事項】

- ・登録に関する提出書類は、一切お返しできません。
- ・申込書に記載された情報は、本登録の円滑な業務遂行のために用い、それ以外の目的には使用しません。
また、枚方市個人情報の保護に関する法律施行条例等に基づき適正に管理します。

3. 結果通知及び登録・任用

- (1) 選考の上、登録の可否を決定し、郵便により結果を通知します。
- (2) 任用は、必要に応じて随時行います。なお、登録者全員に見合うだけの任用機会があるとは限りませんので、登録した方すべてに雇用を約束するものではありません。
- (3) 任用する場合は、希釈放流センターから電話等で連絡します。なお、必要期間の直前に連絡する場合もありますので、あらかじめご了承ください。都合がつかない場合は、断っていただいても結構です。
一度断ったことを理由に次から任用しないということはありません。
- (4) 任用期間等については、連絡時にご説明します。

4. 勤務条件

【任用期間】 年度内における必要な期間（1回の任用につき5か月まで）

※ 登録期間中随時任用します。ただし、登録期間は令和10年（2028年）3月31日までとします。

※ 任用後1か月（勤務日数が15日に満たない場合は15日経過するまで）の期間は条件付採用期間となり、その間職務を良好な成績で遂行したときに、正式のものとなります。

【勤務形態】 平日週5日で1日6時間勤務（午前8時45分から午後3時30分まで）

平日週4日で1日6時間勤務（午前8時45分から午後3時30分まで）など

なお、他で勤務している場合、労働時間を合算して1日8時間、週40時間を超えないものとします。

【勤務場所】 希釈放流センター

【職務内容】 し尿汲み取り作業やその他軽作業等

【報酬】 月額 159,580円 ～ 173,590円（左記金額は週30時間勤務の場合。勤務時間により割落とし有り。）

※ 入職前の経歴に応じて、上記範囲内で市が定めるところにより決定します。

※ 交通費については要件を満たす場合に支給します。

※ 条例改正等により変動することがあります。

【社会保険】 社会保険、労働保険については、その適用を受ける勤務形態の場合に加入します。

【身分】 パートタイム会計年度任用職員（一般職の非常勤職員）

サービスの宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知りえた秘密を守る義務、職務に専念する義務、争議行為等の禁止が適用され、懲戒処分等の対象となります。

【兼業制限】 任用期間中、原則として兼業をする際の制限はありませんが、職務に専念する義務や信用失墜行為の禁止等の服務規定は適用されますので、兼業内容については報告する必要があります。例えば、職務専念義務に支障をきたすような長時間労働を行わないよう指導することがあります。

【選考に関する問い合わせ先】

枚方市 環境部 希釈放流センター

TEL 072 (831) 1180（直通）

FAX 072 (831) 1184

希釈放流センター周辺略地図

